

## 畑地造成事前報告書

## 1 土地の表示

美祢市 大嶺 町 東分字前川326番1

台帳地目 田

台帳面積 1,234 m<sup>2</sup>

## 2 畑地造成を必要とする理由

湿田のため排水が悪く耕作不便のため。

## 3 埋立て開始及び終了年月日（1年以内）

開始 令和 元年 月 許可後 日から 終了 令和 2年 3月 31日

## 4 工事内容（盛土の容積及び高さ）

容積 1,234 m<sup>3</sup>

高さ 最高 1.5m 最低 0.5m 平均 1.0m

盛土の方法

客土

盛土の土質

山土

## 5 畑地造成後の利用計画

造成後は、普通畑として利用。

上記の水田を畑地造成することについて、事前に報告いたします。

令和 元年 5月 1日

美祢市農業委員会 様

報告者 住所 美祢市大嶺町東分341番地2

氏名 美祢 太郎

印

誓約書

土地の表示

・美祢市 大嶺 町 東分字前川326番1

上記農地を畑地造成する際、土地所有者が、畑地として利用できるように責任をもって施工します。

また、最終覆土は、造成前の表土または、それに準じた土質のもので覆います。

令和 元年 5月1日

施行業者 美祢市〇〇町〇〇123番地  
〇 〇 建設(株)

印

# 農業委員記入

## 水田埋立による畑地造成に対する意見

地区農業委員 ○○ ×× 印

申請者 住所 美祢市大嶺町東分341番地2  
氏名 美 祢 太郎

1 申請地

美祢市 大 嶺 町 東分字前川326番1

面積 1, 234 m<sup>2</sup>

2 転用目的

普通畑として利用。

3 畑地造成することがやむを得ないと認める理由

排水も悪く、水田として耕作するより畑地として耕作するほうが効率的である。

4 申請目的実現の確実性

申請者の意欲は大で確実である。

5 畑地造成（埋立て）することによる付近の農地に及ぼす影響（用排水等）

隣接する水田は無く、影響は無い。

6 総合意見（いずれかに○印）

許可相当

不許可

7 畑地造成（埋立て）が相当と認められる場合、付記する条件

排水路の確保をすること。

周辺の農地に影響した場合は、申請人が対処すること。